

別紙②

淀川河川公園協議会 部会運営規定（案）

（目的）

第1条 この規定は、淀川河川公園協議会規約第10条第3項に基づき、淀川河川公園の整備や管理運営に関する必要事項について協議を行う部会の運営等を定めるものである。

（協議）

第2条 部会で協議する事項は、部会毎に協議会において定める。

（部会員）

第3条 部会員は、次のうち、協議会の会長が指名する者で組織する。

- (1) 協議会の委員
- (2) その他、会長が必要と認める者

（部会長）

第4条 部会には、部会長1名を置く。

- 2 部会長は、部会に属する部会員のうち、協議会の会長の指名により決定する。
- 3 部会長に事故があるとき又は欠けたときは、互選によって指名された部会員が部会長の職務を代行する。

（報告）

第5条 部会は、協議会に対して、協議内容の報告を行うものとする。

- 2 協議会の会長は、部会に対して、協議内容の報告を求めることができる。

（解散）

第6条 部会は、各部会の目的が達成されたときに解散する。

- 2 協議会は、協議会での合意により部会を解散させることができる。

（規定の変更）

第7条 本規定を変更するときは、協議会において合意を得るものとする。

（その他）

第8条 本規定に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、各部会での協議により定めるものとする。

附則

本規定は、令和●年●月●日から施行する。